

○指宿市過疎地域産業開発促進条例施行規則

平成18年1月1日

規則第125号

改正 平成19年3月30日規則第17号

平成22年6月28日規則第18号

平成23年3月31日規則第17号

平成29年3月31日規則第14号

平成29年6月20日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市過疎地域産業開発促進条例（平成18年指宿市条例第136号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第8条第1項に規定する指定を受けようとする事業者は、特別措置適用工場等指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 定款及び法人の登記事項証明書（法人の場合）

(3) 最近2事業年度分の事業報告書

(4) 固定資産税納付額見込書（第3号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平22規則18・平23規則17・一部改正）

(指定書の交付)

第3条 市長は、前条の指定申請書を受理し、条例第5条の規定に適合するものと認めたときは、当該事業者に対し、特別措置適用工場等指定書（第4号様式）を交付する。

(操業又は営業開始届)

第4条 前条の規定により工場、農林水産物等販売所又は旅館の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該工場、農林水産物等販売所又は

旅館（以下「指定工場等」という。）の操業又は営業を開始したときは、指定工場等操業又は営業開始届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（平22規則18・平23規則17・平29規則14・一部改正）

（固定資産税の課税免除の手続）

第5条 条例第4条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする指定事業者は、指定工場等の新設又は増設に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の3月31日まで（事業年度が終了していない法人にあっては事業年度終了後2月以内）に、当該固定資産税の課税免除を受けようとする指定工場等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認し、又は承認しなかったときは、その旨を固定資産税の課税免除承認（不承認）通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（平22規則18・平23規則17・平29規則14・平29規則19・一部改正）

（奨励金の交付）

第6条 条例第4条の規定による奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書（第8号様式）に固定資産税の納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

3 前項の通知を受けた者が奨励金の支払を受けようとするときは、奨励金支払請求書に奨励金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（税額の異動に伴う措置）

第7条 市長は、既に行った奨励金の交付額の計算の基礎となった税額について異動が生じたときは、奨励金の額を変更することができる。

（指定取消し等の通知）

第8条 市長は、条例第10条の規定により指定の取消し等を決定したときは、速やかに当該指定事業者に対してその旨を通知する。

(届出)

第9条 指定事業者は、指定の日から最後の特別措置を受ける日までの間において、次の表の左欄に掲げる場合に該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書を市長に提出しなければならない。

区分	届出書
特別措置工場等指定関係書類の記載事項に変更があったとき。	記載事項変更届（第10号様式）
指定工場等の設置が完了したとき。	指定工場等設置完了届（第11号様式）
指定工場等の事業が承継されたとき。	指定工場等事業承継届（第12号様式）
指定工場等の事業の廃止又は休止があつたとき。	指定工場等事業廃（休）止届（第13号様式）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山川町過疎地域工業及び観光開発促進条例施行規則（昭和61年山川町規則第166号）又は開聞町過疎地域産業開発促進条例施行規則（昭和61年開聞町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の指宿市過疎地域産業開発促進条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

特別措置適用工場等指定申請書

下記工場（農林水産物等販売所又は旅館）の新設（増設）について、指宿市過疎地域産業開発促進条例第5条に該当するので、特別措置適用工場等として指定くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定を受けようとする工場等

- (1) 所在地
- (2) 工場等の名称
- (3) 代表者又は管理者氏名

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 定款及び法人の登記事項証明書
- (3) 最近2事業年度分の事業報告書
- (4) 固定資産税納付額見込書

第2号様式（第2条関係）

事 業 計 画 書

所在地

名 称

代表者

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

- 1 会社等の沿革と現況（役員一覧表添付）
- 2 支店、出張所等一覧表（名称、所在地、代表者）
- 3 工場等一覧表（工場等名、所在地、代表者、建設投下固定資産額のうち有形償却資産額、工場等用地の面積と取得価額、生産品目、生産量、生産額（旅館にあっては、生産品目、生産額に代えて部屋数、収容人員数とする。）、従業員員数）
- 4 資本金、株式総数、発行済株式総数、額面
- 5 主要株主名簿（氏名、住所、所有株式数、対発行済株比）
- 6 指定を受けようとする工場等の建設計画
 - (1) 建物（名称、構造、棟数、建築面積、床面積）
 - (2) 建築物（名称、構造、仕様、数量）
 - (3) 機械設備（設備名、機械名、台数、仕様能力）
 - (4) 配置見取図
 - (5) 電力、用水、輸送計画
 - (6) 投下固定資産の種類別単価及び総額一覧表
設備別投下額（土地代、構築物代、機械代等）及び合計額
 - (7) 土地（所在地、面積、単価、総額）
 - (8) 従業員数（職種別、男女別、市内外別）
 - (9) 建設資金（調達先の名称、金額、設備運転資金の別）
 - (10) 工事期間（用地取得年月日と取得先、建設工事着工年月日、完成年月日、試運転期間、操業開始年月日）

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

固定資産税納付額見込書

指宿市過疎地域産業開発促進条例による特別措置適用工場等として指定を受けようとする 年 月 日建設工事開始の工場等に係る固定資産税の納付額を次のとおり見込んでいます。

税 目	第1年目 (年)	第2年目 (年)	第3年目 (年)
固定資産税			

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

特別措置適用工場等指定書

年 月 日付けで申請のあった特別措置適用工場等指定申請については、審査の結果、指宿市過疎地域産業開発促進条例第5条の規定に適合するものと認め、次の条件を付して同条例第8条に基づき特別措置適用工場等に指定します。

条件

- 1 市税の納期限内納付に努めること。
- 2 関係書類の記載事項に異動が生じた場合の報告及び諸届については、厳にこれを励行すること。
- 3 指定期間中、当該事業年度に係る収支決算書及び事業報告書を提出すること。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指定工場等操業又は営業開始届

年 月 日付け 第 号により指定を受けた工場等は、次のとおり
操業又は営業を開始したのでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 操業又は営業開始年月日 年 月 日
- 3 操業又は営業開始日における固定資産の内容
- 4 操業又は営業開始日における従業員数 人

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

固定資産税の課税免除申請書

指宿市過疎地域産業開発促進条例第4条に規定する固定資産税の課税免除の適用を受けたいので、関係書類を添えてお願ひします。

- 1 工場等の名称
2 指定年月日 年 月 日
3 指定番号 第 号
4 適用年度 年度から 年度までの3年度間

(添付書類)

- (1) 特別措置適用工場等指定書の写し
- (2) 税務署に提出した所得税又は法人税の確定申告書並びに法人税法施行規則別表16の写し及び特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- (3) 所得税青色申告決算書の写し及び減価償却の計算の写し（個人の場合）
- (4) 指定工場等操業開始届の写し（旅館業の場合は営業許可証の写し）
- (5) 固定資産又は償却資産の償却明細書
- (6) 指定工場等の従業員現在数（職種別）
- (7) 課税免除申請に係る工場等の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- (8) 当該事業所全体の平面見取図
- (9) 課税免除を受ける工場等の平面図

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

固定資産税の課税免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除については、下記のとおり承認した（しなかった）から通知します。

記

固定資産（土地、家屋）

種類	地目又は構造	地積又は床面積	取得年月日	課税免除を適用する固定資産の課税標準額	課税免除する額

（償却資産）

償却資産の種類	取得年月日	取 得 価 格	課税免除を適用する固定資産の課税標準額	課税免除する額

不承認の理由

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

奨励金交付申請書

指宿市過疎地域産業開発促進条例第4条に規定する奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

- 1 工場等の名称
2 指定年月日 年 月 日
3 指定番号 第 号
4 適用年度 年度から 年度までの3年度間

(添付書類)

- (1) 特別措置適用工場等指定書の写し
- (2) 税務署に提出した所得税又は法人税の確定申告書並びに法人税法施行規則別表16の写し及び特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- (3) 所得税青色申告決算書の写し及び減価償却の計算の写し（個人の場合）
- (4) 固定資産又は償却資産の償却明細書
- (5) 指定工場等の従業員現在数（職種別）
- (6) 奨励金交付申請に係る工場等の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- (7) 当該事業所全体の平面見取図
- (8) 奨励金交付を受ける工場等の平面図
- (9) 固定資産税の納税証明書

第9号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

奨励金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった奨励金については、下記のとおり決定したから通知します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 奨励金の額

第10号様式（第9条関係）

年　月　日

指宿市長

様

所在地

名 称

代表者

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

記 載 事 項 變 更 届

年　月　日付で提出した指定申請関係書類の記載事項に次のとおり
変更があったのでお届けします。

- 1 指定年月日及び番号
- 2 指定工場等の名称
- 3 変更箇所
- 4 変更理由

第 11 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指定工場等設置完了届

年 月 日 付け 第 号で指定を受けた工場等の建設が完了した
のでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 用地取得年月日
- 3 建設工事開始年月日
- 4 建設完了年月日
- 5 操業（営業）開始（予定）年月日
- 6 現在時従業員数
- 7 生産計画（収容計画）

第12号様式（第9条関係）

年 月 日

指宿市長

様

承継人 所在地

名 称

代表者

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

譲渡人 所在地

名 称

代表者

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

指定工場等事業承継届

年 月 日付け 第 号により指定を受けた工場等は、次のとおり事業を承継したのでお届けします。

- 1 承継した工場等の所在地及び名称
- 2 承継年月日
- 3 承継事由
- 4 証明書（法人登記事項証明書など）
- 5 承継人の略歴、事業歴、関係役職名
- 6 承継に伴う株式の変動等

第13号様式（第9条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指定工場等事業廃（休）止届

年 月 日付け 第 号により指定を受けた工場等は、次のとおり事業を廃（休）止したのでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 廃（休）止年月日
- 3 廃（休）止理由
- 4 再開の見通し（休止の場合に限る。）

第1号様式（第2条関係）

（平29規則19・全改）

第2号様式（第2条関係）

（平29規則19・全改）

第3号様式（第2条関係）

（平29規則19・全改）

第4号様式（第3条関係）

（平29規則19・全改）

第5号様式（第4条関係）

（平29規則19・全改）

第6号様式（第5条関係）

（平29規則19・全改）

第7号様式（第5条関係）

（平29規則19・全改）

第8号様式（第6条関係）

（平29規則19・全改）

第9号様式（第6条関係）

（平29規則19・全改）

第10号様式（第9条関係）

（平29規則19・全改）

第11号様式（第9条関係）

（平29規則19・全改）

第12号様式（第9条関係）

（平29規則19・全改）

第13号様式（第9条関係）

（平29規則19・全改）